

災害による山林の損失額の課税上の取扱い

台風等により山林が被害を受けた場合、その損失額については、災害があった年分の確定申告における山林所得の計算上、必要経費として控除できます。（ただし、保険金等の給付を受けた場合はその額を除きます。）

また、その年に山林所得がない場合や山林所得より損失額が大きい場合は、「損益通算」により、他の所得から控除できます。

さらに、損失額が大きくその年の所得だけでは控除しきれない場合は、翌年以降3年間まで「繰越控除」が適用できます。（災害があった年分の確定申告で損失額を申告し、その後において連続して確定申告書を提出していることが必要です。）

運用上のポイント

災害とは

- ・ 自然現象の異変による災害（風水害、震災、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火等）
- ・ 人為による異常な災害（鉱害、火薬の爆発等）
- ・ 害虫、害獣等生物による異常な災害（松くい虫による松枯れ、シカによる食害等）

損失が災害に基因するものかどうかの判定

- ① 激甚災害指定市町村内の山林^{（注）}
② 森林保険金の給付の対象となった山林 } は、被害山林として取り扱われます。

①、②以外の被害山林については、被害の程度を個別に調査し、都道府県、市町村、森林組合長が判定します。

（注）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置が適用されている場合に限りです。

森林組合長が発行する山林被害の証明

被災山林状況の確認及び損失金額の計算には、①被害山林の位置、②面積、③樹種、④被害の種類（折損、倒木、流出等）、⑤被害率、⑥保険金や復旧のための補助金等の有無等について、地元森林組合長の証明が必要です。

山林被害額（被災事業用資産の損失金額）の計算方法

